

議員提出議案第 1 号

長門市議会基本条例の一部を改正する条例

令和 5 年 3 月 22 日提出

提出者 長門市議会議員 林 哲 也

賛成者 長門市議会議員 吉 津 弘 之

賛成者 長門市議会議員 中 平 裕 二

賛成者 長門市議会議員 早 川 文 乃

長門市議会基本条例の一部を改正する条例

長門市議会基本条例（平成 28 年長門市条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

改正後	現行
目次	目次
第 1 章 総則(第 1 条)	第 1 章 総則(第 1 条)
第 2 章 議会及び議員の活動原則(第 2 条－第 7 条)	第 2 章 議会及び議員の活動原則(第 2 条－第 4 条)
第 3 章 市民と議会の関係(第 8 条・第 9 条)	第 3 章 市民と議会の関係(第 5 条・第 6 条)
第 4 章 議会と行政の関係(第 10 条－第 12 条)	第 4 章 議会と行政の関係(第 7 条－第 9 条)
第 5 章 議員間討議（自由討議）の保障(第 13 条)	第 5 章 議員間討議（自由討議）の保障(第 10 条)
第 6 章 委員会の活動(第 14 条)	第 6 章 委員会の活動(第 11 条)
第 7 章 政務活動費(第 15 条)	第 7 章 政務活動費(第 12 条)
第 8 章 議会機能の充実強化(第 16 条－第 20 条)	第 8 章 議会機能の充実強化(第 13 条－第 16 条)
第 9 章 議員の政治倫理、身分及び待遇(第 21 条－第 23 条)	第 9 章 議員の政治倫理、身分及び待遇(第 17 条－第 19 条)
第 10 章 最高規範性及び見直し手続き(第 24 条・第 25 条)	第 10 章 条例の検証及び見直し手続き(第 20 条・第 21 条)
附則	附則
前文	前文
二元代表制の下、議会は住民代表の機	二元代表制の下、議会は住民代表の機

関であり、市長等の執行機関とともに市民に対して責任を負っている。

「地域のことは地域で決める」という地方分権の趣旨は、審査権・議決権を有する議会の使命と責任により具現化される。

これからの議会は、執行機関を監視するだけではなく、市民の多様な考え・意見を反映させ、自由闊達な議論を通じて論点や争点を明確にした上で、一つの結論（合意）を導き出し、市民に対する説明責任を果たさなければならない。

同時に、厳しい財政状況、限られた財源の中で、選択と集中による事務事業の見直しが図られており、議決権を有する議会の役割は大きなものとなっている。

こうした議会に求められている使命と責任に対し、全国的には地方議会への不信感も根強くあるのも事実であり、これを自らの問題として、謙虚に自省しながら、議会基本条例を出発点として、議会改革をより一層活発化させ、福祉向上と市勢発展に寄与したいと願うものである。

平成17年の合併以降の長門市議会では、これまで6次にわたって議会改革等研究会を発足させ、議員定数問題・市民や各団体との様々な意見交換会・議員間（委員）討議・情報公開などに取り組んできた。その過程は試行錯誤に満ちたものであったが、平成25年には、議会基本条例の制定を視野に入れ、任意の研究会から常設の委員会に準じた議会改革特別委員会を設置し、議会報告会の実施など、本格的に議会改革を進めてきた。

議会が目指すものは、「協働型政策議会」の構築である。議会は市政を監視・チェックする機能、政策提言・政策立案する機能とともに、議会への積極的な市民参加を図る機能を併せ持ち、それぞれの機能を向上させることにより、市民の負託に全力を挙げて応えていかなければならない。

よって、議会は、これまでの改革の取組をさらに前進させ、市民に開かれた議会、市民とともに歩む議会を目指すことを決意し、ここに議会及び議員の活動原則等の基本事項を定め、この条例を制定する。

関であり、市長等の執行機関とともに市民に対して責任を負っている。

「地域のことは地域で決める」という地方分権の趣旨は、審査権・議決権を有する議会の使命と責任により具現化される。

これからの議会は、執行機関を監視するだけではなく、市民の多様な考え・意見を反映させ、自由闊達な議論を通じて論点や争点を明確にした上で、一つの結論（合意）を導き出し、市民に対する説明責任を果たさなければならない。

同時に、厳しい財政状況、限られた財源の中で、「あれも、これも」から「あれか、これか」の選択と集中による事務事業の見直しが図られており、議決権を有する議会の役割は大きなものとなっている。

こうした議会に求められている使命と責任に対し、全国的には地方議会への不信感も根強くあるのも事実であり、これを自らの問題として、謙虚に自省しながら、議会基本条例を出発点として、議会改革をより一層活発化させ、福祉向上と市勢発展に寄与したいと願うものである。

平成17年の合併以降の長門市議会では、これまで6次にわたって議会改革等研究会を発足させ、議員定数問題・市民や各団体との様々な意見交換会・議員間（委員）討議・情報公開などに取り組んできた。その過程は試行錯誤に満ちたものであったが、平成25年には、議会基本条例の制定を視野に入れ、任意の研究会から常設の委員会に準じた議会改革特別委員会を設置し、議会報告会の実施など、本格的に議会改革を目指してきた。

議会が目指すものは、「市民から信頼される議会」の構築である。その実現に向けて、「議員一人ひとりの資質向上」はもとより、「執行機関と切磋琢磨する議会」、「合議機関としての議会活動」は不可欠の要素である。

よって、議会は、市民の負託に全力を挙げて応えていくことを決意し、責任と強い意志を持ち、ここに議会・議員活動の基本原則を明確にした「長門市議会基本条例」を制定する。

本則

第 2 章 議会及び議員の活動原則

(議長及び副議長の選出)

第 3 条 議会は、議長及び副議長の選出に当たっては、選出の透明性の確保及び議会活動の方向性を明確にするため、本会議において、その職を志願する者に所信表明の場を設ける。

(議員の活動原則)

第 4 条 (略)

(議長の責務)

第 5 条 議長は、議会を代表して中立公正な職務遂行に努めるとともに、議会の品位を保持し、民主的かつ効率的な議会運営を行わなければならない。

(委員長の責務)

第 6 条 委員会の委員長は、市民の要請に応えるため、所管委員会に係る市政の課題に対し、常に問題意識を持って委員会を運営するとともに、政策立案及び政策提言を積極的に行うよう努めなければならない。

(会派)

第 7 条 (略)

第 3 章 市民と議会の関係

(市民参加及び市民との連携)

第 8 条 (略)

(議会報告会)

第 9 条 (略)

第 4 章 議会と行政の関係

(議会及び議員と市長等執行機関の関係)

第 10 条 (略)

(市長による政策等の形成過程の説明)

第 11 条 (略)

(予算・決算における政策説明)

第 12 条 (略)

第 5 章 議員間討議 (自由討議) の保障

本則

第 2 章 議会及び議員の活動原則

(新設)

(議員の活動原則)

第 3 条 (略)

(新設)

(新設)

(会派)

第 4 条 (略)

第 3 章 市民と議会の関係

(市民参加及び市民との連携)

第 5 条 (略)

(議会報告会)

第 6 条 (略)

第 4 章 議会と行政の関係

(議会及び議員と市長等執行機関の関係)

第 7 条 (略)

(市長による政策等の形成過程の説明)

第 8 条 (略)

(予算・決算における政策説明)

第 9 条 (略)

第 5 章 議員間討議 (自由討議) の保障

(議員間討議の保障)  
第 13 条 (略)

第 6 章 委員会の活動  
(委員会の適切な運用)  
第 14 条 (略)

2・3 (略)

4 委員会は、市民、市民団体等の意見交換の場を多様に設けて、政策能力を強化するとともに、政策提案の拡大を図るよう努めるものとする。

第 7 章 政務活動費  
(政務活動費の執行及び公開)  
第 15 条 (略)

第 8 章 議会機能の充実強化  
(議員研修の充実強化)  
第 16 条 (略)

(議会事務局の体制整備)  
第 17 条 (略)

(議会図書室の利用)  
第 18 条 (略)

(議会広報の充実)  
第 19 条 (略)

(災害時の対応)  
第 20 条 議会は、市民の生命又は生活に直接影響を及ぼす災害等が発生した場合は、市民及び地域の状況を迅速かつ的確に把握し、市長等に情報提供、提言等を行うものとする。

2 前項に規定する災害等が発生した場合における議会の対応に関し必要な事項は、議長が別に定める。

第 9 章 議員の政治倫理、身分及び待遇  
(議員の政治倫理)  
第 21 条 (略)

(議員定数)  
第 22 条 (略)

(議員報酬)  
第 23 条 (略)

第 10 章 最高規範性及び見直し手続き  
(最高規範性)  
第 24 条 議会は、この条例が議会運

(議員間討議の保障)  
第 10 条 (略)

第 6 章 委員会の活動  
(委員会の適切な運用)  
第 11 条 (略)

2・3 (略)

4 委員会は、市民、市民団等の意見交換の場を多様に設けて、政策能力を強化するとともに、政策提案の拡大を図るよう努めるものとする。

第 7 章 政務活動費  
(政務活動費の執行及び公開)  
第 12 条 (略)

第 8 章 議会機能の充実強化  
(議員研修の充実強化)  
第 13 条 (略)

(議会事務局の体制整備)  
第 14 条 (略)

(議会図書室の利用)  
第 15 条 (略)

(議会広報の充実)  
第 16 条 (略)

(新設)

第 9 章 議員の政治倫理、身分及び待遇  
(議員の政治倫理)  
第 17 条 (略)

(議員定数)  
第 18 条 (略)

(議員報酬)  
第 19 条 (略)

第 10 章 条例の検証及び見直し手続き  
(他の条例等との関係)  
第 20 条 議会は、この条例が議会の

営における最高規範であることを自覚し、議会に関する条例等を制定し、又は改廃する場合には、この条例との整合性を図るものとする。

(条例の検証と見直し)

第 25 条 (略)

基本的事項を定める条例であることを自覚し、議会に関する条例等を制定し、又は改廃する場合には、この条例との整合性を図るものとする。

(条例の検証と見直し)

第 21 条 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 議員提出議案第1号

### 長門市議会基本条例の一部を改正する条例

#### 理 由 書

この議案は、議会及び議員の活動原則を定めるものとして平成28年9月に制定したものであるが、平成29年12月に発足した「議員報酬・期末手当及び定数等調査研究会」において議論を積み重ね、令和元年8月に取りまとめた調査報告書に基づき、所要の改正を行うもの。

主な改正内容は、前文の一部を改正するとともに、新たに「議長及び副議長の選出」「議長及び委員長の責務」「災害時の対応」について規定するもの。